

四日市港管理組合公報

第1044号

令和2年1月21日

火曜日

目次

告 示

- 四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を改正する告示 (港営課) 2
- 港湾施設の供用開始について (港営課) 2

議 会 告 示

- 四日市港管理組合議会議案聴取会規程 (議会事務局) 2
- 四日市港管理組合議会全員協議会規程 (議会事務局) 3

告 示

四日市港管理組合告示第1号

四日市港管理組合の管理する港湾施設（昭和44年四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のとおり改正します。

令和2年1月21日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

3 けい留施設のうち小型船けい船岸の項に、次の2号を加える。

- | | | | |
|----------------|-------|------|-----|
| (29) 富洲原運河北物揚場 | -0.6m | 200m | 図 示 |
| (30) 富洲原運河南物揚場 | -0.6m | 400m | 〃 |

四日市港管理組合告示第2号

次の施設の供用を開始します。

令和2年1月21日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 名称

けい留施設 小型船けい船岸 富洲原運河北物揚場
富洲原運河南物揚場

2 供用開始年月日

令和2年1月21日

議会告示

四日市港管理組合議会告示第1号

四日市港管理組合議会議案聴取会規程を次のように定める。

令和2年1月21日

四日市港管理組合議会議長 下野幸助

四日市港管理組合議会議案聴取会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市港管理組合議会議規則（昭和41年四日市港管理組合議会議規則第

1号)第99条の規定に基づき、議案聴取会の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 議案聴取会は、提出議案の内容を聴き取るため、開くものとする。

(構成)

第3条 議案聴取会は、議員の全員をもって構成する。

(会議)

第4条 議案聴取会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 議案聴取会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議案聴取会は、原則として質疑及び質問の発言通告期限までに開催する。ただし、日程の都合上やむを得ず発言通告期限までに開催できない場合、議長は、その旨を議会運営協議会に諮り、了承を得ることとする。

(出席者)

第5条 議案聴取会における説明のための執行機関の職員の出席については、別に定める。

(会議の公開及び傍聴)

第6条 議案聴取会は、これを公開する。ただし、議長は、会議の許可を得てこれを秘密会とすることができる。

2 傍聴に関することは、四日市港管理組合議会特別委員会傍聴取扱要領を準用する。

(記録)

第7条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調整させ、保管する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議案聴取会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

四日市港管理組合議会告示第2号

四日市港管理組合議会全員協議会規程を次のように定める。

令和2年1月21日

四日市港管理組合議会議長 下野 幸助

四日市港管理組合議会全員協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市港管理組合議会議規則(昭和41年四日市港管理組合議会議規則第1号)第100条の規定に基づき、全員協議会の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 全員協議会は、四日市港管理組合に関する諸報告を受けるため、開くものとする。

(構成)

第3条 全員協議会は、議員の全員をもって構成する。

(会議)

第4条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 全員協議会は、本会議当日のほか、必要な都度開催する。

(出席者)

第5条 全員協議会における説明のための執行機関の職員の出席については、別に定める。

(会議の公開及び傍聴)

第6条 全員協議会は、これを公開する。ただし、議長は、会議の許可を得てこれを秘密会とすることができる。

2 傍聴に関することは、四日市港管理組合議会特別委員会傍聴取扱要領を準用する。

(記録)

第7条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調整させ、保管する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
